

広島県告示第百三十四号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島県立福山若草園の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年二月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

指 定 を 受 け た 者	名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年 月 日	令和七年二月二二日	管 理 の 期 間	令和八年四月一日～ 令和一八年三月二二日
	社会福祉法人広島県福祉事業団 理事長 安永 裕司	東広島市西条町田口 二九五番三				